

|                |   |
|----------------|---|
| <b>議 案 名</b>   | <b>富士見市立集会所条例の一部を改正する条例の制定について</b>                                |
| <b>制 定 趣 旨</b> | 令和7年5月31日をもって富士見市立水谷東2丁目集会所を廃止するため、富士見市立集会所条例の一部を改正する条例を制定するものです。 |
| <b>制 定 内 容</b> | (1) 条例第1条表中、水谷東2丁目集会所を削除する。                                       |
| <b>施 行 日</b>   | 令和7年6月1日  |

富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）新旧対照表

| 新   |              | 旧   |                      |
|---|--------------|---|----------------------|
| (設置)<br>第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所<br>(以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。 |              | (設置)<br>第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所<br>(以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。 |                      |
| 名称  | 所在地          | 名称  | 所在地                  |
| (略)   | (略)          | (略)   | (略)                  |
| 〃 羽沢2丁目集会所  | 〃 羽沢2丁目9番6号  | 〃 羽沢2丁目集会所  | 〃 羽沢2丁目9番6号          |
| 〃 上沢2丁目集会所  | 〃 上沢2丁目5番15号 | 〃 <u>水谷東2丁目集会所</u>  | 〃 <u>水谷東2丁目38番7号</u> |
| (略)   | (略)          | 〃 上沢2丁目集会所  | 〃 上沢2丁目5番15号         |
|   |              | (略)   | 略                    |